

令和6年 No28

○国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

支援対象の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年5月22日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程
を次のように制定する。

令和6年5月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和2年規程第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部改正について

改正理由：支援対象の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号の<u>いずれかに該当する企業又は法人</u>（以下「企業等」という。）をいう。 (1) 本学職員（本学役員及び本学職員（非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（学部学生、大学院学生、研究生、研究員その他本学において教育研究に携わる者をいう。以下同じ。）が本学において行った発明等に係る知的財産権又は本学が所有する知的財産権をもとに<u>設立し又は設立の準備</u>を行っているもの (2) 本学職員又は学生等が本学で達成された研究成果又は習得した技術等（知的財産権に係る技術を除く。以下「研究成果等」という。）に基づいて<u>設立し又は設立の準備</u>を行っているもの (3) 本学職員又は学生等であった者が、退職、修了又は卒業の後、3年以内に本学が所有する知的財産権又は研究成果等に基づき<u>企業等の設立者</u>となり、又はその設立に深く関与するなどして<u>設立したもの</u> 〔省略〕 (支援の条件) 第4条 本学から大学発ベンチャーの支援を受けようとする<u>企業等</u>は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。 (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。 (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。 (4) 本学職員が<u>設立したもの</u>にあつては、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）、その他関係規程等に定める所要の手続、許可等が適正になされていること。 〔省略〕 (支援の申請)	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号の<u>いずれかに該当するもの</u>をいう。 (1) 本学職員（本学役員及び本学職員（非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（学部学生、大学院学生、研究生、研究員その他本学において教育研究に携わる者をいう。以下同じ。）が本学において行った発明等に係る知的財産権又は本学が所有する知的財産権をもとに<u>起業し又は起業の準備</u>を行っているもの (2) 本学職員又は学生等が本学で達成された研究成果又は習得した技術等（知的財産権に係る技術を除く。以下「研究成果等」という。）に基づいて<u>起業し又は起業の準備</u>を行っているもの (3) 本学職員又は学生等であった者が、退職、修了又は卒業の後、3年以内に本学が所有する知的財産権又は研究成果等に基づき<u>ベンチャー企業の設立者</u>となり、又はその設立に深く関与するなどして<u>起業したもの</u> 〔省略〕 (支援の条件) 第4条 本学から大学発ベンチャーの支援を受けようとする<u>企業</u>は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。 (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。 (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。 (4) 本学職員が<u>起業したもの</u>にあつては、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）、その他関係規程等に定める所要の手続、許可等が適正になされていること。 〔省略〕 (支援の申請)

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする<u>企業等</u>は、大学発ベンチャー支援申請書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。 〔省略〕 （事業報告等） 第11条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間の年度毎、<u>当該企業等</u>の決算日から3ヶ月以内に、大学発ベンチャー事業報告（別紙様式4）により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。 2 〔省略〕 〔省略〕 （支援の決定の取消し） 第13条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の決定を取り消すことができる。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合 (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合 (3) <u>事業活動の実態</u>がなくなった場合 (4) <u>第11条</u>第1項の事業報告を拒否した場合 (5) その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認めた場合 〔省略〕 別紙様式1 大学発ベンチャー支援申請書 〔省略〕 3. 添付書類 (1) 履歴事項全部証明書 (2) 定款 (3) <u>企業等の概要</u> (4) 事業計画 (5) (<u>設立の準備</u>を行っている場合) 準備の状況、<u>設立時期</u>の目途	第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする<u>企業</u>は、大学発ベンチャー支援申請書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。 〔省略〕 （事業報告等） 第11条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間の年度毎、<u>当該企業</u>の決算日から3ヶ月以内に、大学発ベンチャー事業報告（別紙様式4）により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。 2 〔省略〕 〔省略〕 （支援の決定の取消し） 第13条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の決定を取り消すことができる。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合 (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合 (3) <u>企業活動の実態</u>がなくなった場合 (4) <u>第11条</u>第1項の事業報告を拒否した場合 (5) その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認めた場合 〔省略〕 別紙様式1 大学発ベンチャー支援申請書 〔省略〕 3. 添付書類 (1) 履歴事項全部証明書 (2) 定款 (3) <u>会社概要</u> (4) 事業計画 (5) (<u>起業の準備</u>を行っている場合) 準備の状況、<u>起業時期</u>の目途
---	---

(6) 活用する知的財産権又は研究成果等の概要，事業との関連 (7) (6) と事業との関連を示す資料 (8) その他本部長が特に必要と認めた資料等 ※ 「1. 支援希望内容」に記載する希望事項は，別紙添付可とします。 ただし，審査の結果，希望に添いかねる場合もありますので，ご承知おきください。 ※ 国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程第3条第2項に定めるとおり，大学発ベンチャーの支援を受けたことによって生じた損失及び損害について，本学はいかなる法的責任も負わないものとします。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和6年5月23日から施行し，令和6年4月1日から適用する。</u>	(6) 活用する知的財産権又は研究成果等の概要，事業との関連 (7) (6) と事業との関連を示す資料 (8) その他本部長が特に必要と認めた資料等 ※ 「1. 支援希望内容」に記載する希望事項は，別紙添付可とします。 ただし，審査の結果，希望に添いかねる場合もありますので，ご承知おきください。 ※ 国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程第3条第2項に定めるとおり，大学発ベンチャーの支援を受けたことによって生じた損失及び損害について，本学はいかなる法的責任も負わないものとします。 〔省略〕
---	--